

開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例
の制定に対するパブリックコメントの結果について

開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定に対するパブリックコメントについて、皆様からいただいた意見に対する開成町の考え方を公表いたします。

貴重なご意見をありがとうございました。

意見募集期間：2021年9月1日(水)～ 10月1日(金)

人数及び意見数：2名(4件)

番号	町民の皆様からのご意見	ご意見に対する町の考え方
1	再生エネルギー(太陽光発電)等の発電設備の取扱いは特例を持たせて頂けるのか。	工場立地法では、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされる施設は、太陽光発電設備等を含め緑地以外の環境施設として、重複緑地として緑地割合に算入できることになっています。工場立地法では、重複緑地率を25%としていますが、町準則では50%に緩和しています。
2	規制(案)の各設定区域の緑地面積割合及び環境施設割合の〇〇%は〇〇%以上とする。	緑地面積の割合は、規制(案)に示す数値の以上とご理解いただきたいと思います。条例では以上と記載します。
3	工業専用地域の緑地面積割合は5%でなく、15%以上とする。環境施設割合は10%でなく、20%以上とする。 (理由) ① 工業専用地域は富士フィルム企業群(先進研究所、宮台開発センター、南足柄市竹松のテクノプロダクツ、富士ゼロックス竹松事業場)に隣接し景観的に一群を形成している。緑地面積や環境施設割合について既存企業は、県条例の適用を受けてきた。一連の工専地域として扱うべきである。開成町の工業専用地域(既設、新設に関係なく)に大幅な規制緩和を取らねばならぬ理由、根拠は無い。	① 南足柄市竹松地区とは、確かに隣接していますが、企業誘致の考え方は、市町で違うと考えています。今後の地域経済の成長を図るため、新たな視点を取り入れたビジネスの創業や企業誘致が必要であり、工業専用地域の割合を設定しています。

3	<p>② 該当する開成町の工専地域は、既に県条例の下で土地の売買を終了している。此处に至って規制緩和する理由、根拠がない。</p> <p>③ 緑地面積割合が、15%以上から5%にと1/3以下にする考えは開成町民の常識概念を超えている。住民との共同で好適な環境づくりに取り組む企業こそ町民が歓迎し誇りに思う姿であり、長い目で競争に勝ち残るエクセレントカンパニーである。</p>	<p>② みなみ地区(工業専用地域)の緑地面積割合は、既に「開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」により、緑地面積割合は5%、環境施設割合は10%となっています。</p> <p>③ 現在、町内の工業専用地域は、みなみ地区、牛島地区及び宮台地区のみとなります。みなみ地区の工業専用地域は、先に述べたとおり既に条例により、緑地面積を緩和しています。この度の緑地面積割合は現状の規制に合わせたものです。また、緩和の範囲は法律で認める範囲内になります。</p>
4	<p>条例制定の目的について</p> <p>① 「周辺環境との調和」の重要性 南足柄市竹松から開成町宮台、牛島に続く既設の工業専用地域(富士ゼロックス竹松事業所、テクノプロダクツ、富士フィルム宮台開発センター、先進研究所)と新規の工専地域「SHIBAHASHI、カルディなど」の調和の重要性を述べておられる。その通りであり、既存地域と同率の水準で調和を図るのが筋である。既存の企業群は、緑地面積、環境施設とも十分な配慮のもと体育館(テクノ)、テニスコート(ゼロックス、宮台)は一般市民にも開放され、事業場の夏祭りには隣接住民を招待するなど地域調和を積極的に図っている。新規工専地域もこの文化風土を踏襲構築すべきである。航空写真で一連の工専地域を鳥瞰する時に、緑地面積、環境施設に齟齬が生じては遺憾である。</p> <p>② 「地域との調和」の重要性 ステークホルダーの一員として地域との調和や協同の重要性は、今日の企業、団</p>	<p>① ② 今回の条例制定については、県条例の廃止に伴い、工場立地法に基づき町条例を制定するもので、現在、町内の工業専用地域は、みなみ地区、牛島地区及び宮台地区のみであり、みなみ地区の緑地面積割合に合わせる規制緩和となります。</p>

<p>4</p>	<p>体はますます問われている。「工場立地法」の理念も此処に存している。企業や団体が購入した土地は、自社の利益追求だけのためのものではない。地域の環境づくりに積極的に参画する義務があり、大幅な変更（緑地面積率:15%⇒5%、環境施設率 20%⇒10%）は矛盾している。</p> <p>③ 企業立地促進や雇用機会増大</p> <p>○開成町工専地域の土地売買は完了している。立地促進の必要性は低い。</p> <p>○緑地面積率、環境施設率の緩和で事務所や工場が増設され大幅な雇用増が実現されたとしても町民は果たして喜ぶであろうか。環境維持や地域調和を犠牲に雇用促進を図る考え方は町民に支持されないであろう。</p> <p>○仮に緑地面積率、環境施設率の緩和が特定企業の短期的課題達成に必定であるならば、既設を含む工専地域全般に及ぶ改正でなく、「対象会社を明確にした上での時限立法」にて対処すべきである。</p>	<p>③</p> <p>○この度の条例制定については、今後の開成町への新規立地、既存立地事業者の変更等に対応するため設置するものです。このためみなみ地区の工業専用地域に特化したものではなく、今後の町全体の工場立地のための規制と考えています。</p> <p>○町民の雇用の場所を町内に確保することは、責務と考えています。また、緩和の範囲は法律で認める範囲内となっています。</p> <p>○この度の条例の制定については、法律に基づく特定企業が対象となります。このため短期的課題の達成のためでなく、既存の企業を含め、今後の町全体の工場立地のための条例の制定と考えています。</p>
----------	--	--